維持管理・運営業務委託仮契約書(案)の変更点

17 第51 1 8 第8号を第51条の2第1項第1号に変更 17 第51 1 9 (第9号を第51条の2第1項第2号に変更) 17 第51 1 10 (第10号を第51条の2第1項第3号に変更) 17 第51 1 11 (第11号を第51条の2第1項第3号に変更) 17 第51 1 12 (第12号を第51条の2第1項第4号に変更) 17 第51 1 13 (第13号を第51条の2第1項第6号に変更) 17 第51 1 13 (第13号を第51条の2第1項第6号に変更) 18 第51 1 13 (第13号を第51条の2第1項第6号に変更) 17 第51 2 前項の規定により指定が取り消された場合においては、乙は、「モニタリンで達力金金基額に相当する金融を譲分金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。 17 第51 第51 第51 第51 第1回の場合において、甲は、第10条に定める保証をもって同項の違約金に充当することができる。 17 追加 (第3項追加) 第51条の2 甲は、契約期間中、次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。 17 追加 第51条の2 甲は、契約期間中、次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。 18 第57 (連約金等) (原出しの変更) (監價額の予定)	頁	条	項	号	別紙	平成24年4月16日版	平成24年5月30日修正版
17 第51 1 9 (第9号を第51条の2第1項第2号に変更) 17 第51 1 10 (第10号を第51条の2第1項第3号に変更) 17 第51 1 11 (第11号を第51条の2第1項第4号に変更) 17 第51 1 12 (第12号を第51条の2第1項第5号に変更) 17 第51 1 13 (第13号を第51条の2第1項第6号に変更) 17 第51 1 13 (第13号を第51条の2第1項第6号に変更) 17 第51 (第2項追加) 2 前項の規定により指定が取り消された場合においては、乙は、「モニタリング連約を基基鑑組に指導する金額を追喚を企業を基本を対したして、乙は、「モニタリング連約を基基を観に指導する金額を追喚を企業 17 第51 第51 第51 (第3項追加) 3 前項の場合において、甲は、第10条に定める保証をもって同項の違約金に充当することができる。 (見出しの追加) (2の反社会的勢力との関係による指定取消等) 17 追加 (第51条の2通加) 第51条の2 甲は、契約期間中、次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことが記事である。 (現出しの変更) 第51条の2第2項及び第3項の規定は、前項による指定の取消の場合に準用する。 (現出しの変更) 第61条の2第2項追加) 第51条の2を号の規定に該当するときは、前項による指定の取消の場合に準用する。 (現出しの変更) 第61条の2第2項追加) 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項による指定の取消の場合に準用する。 (現出しの変更) 第61条の2第2項追加) 2 直条第2項及び第3項の規定は、前項による指定の取消の対策を取り消すが正規定を取りませんかなければならない。 2 1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2					,,,,,,,,,,		
17 第51	17	第51	1	8			(第8号を第51条の2第1項第1号に変更)
17 第51	17	第51	1	9			(第9号を第51条の2第1項第2号に変更)
17 第51	17	第51	1	10			(第10号を第51条の2第1項第3号に変更)
17 第51	17	第51	1	11			(第11号を第51条の2第1項第4号に変更)
(第2項追加) (第2項追加) (第2項追加) (第2項追加) (第2項追加) (第2項追加) (第2項追加) (第3項追加) (第51条の2追加) (第51条の2追加) (第51条の2追加) (第51条の2 甲は、契約期間中、次の各号のいずれがに該当するときは、指定を取り消すことができる。 (第51条の2第2項追加) (第51条の2第2項追加) (第51条の2第2項追加) (第51条の2第2項追加) (第51条の2商第2項返び第3項の規定は、前項による指定の取消の場合に準用する。 (第10条の第2第2項追加) (第10条页) (第10条页	17	第51	1	12			(第12号を第51条の2第1項第5号に変更)
2	17	第51	1	13			(第13号を第51条の2第1項第6号に変更)
17 第51 3 前項の場合において、甲は、第10条に定める保証をもって同項の違約金に充当することができる。	17	第51					2 前項の規定により指定が取り消された 場合においては、乙は、「モニタリング違約 金基準額」に相当する金額を違約金として 甲の指定する期限までに支払わなければ
17 追加 (三の反社会的勢力との関係による指定取消等) (第51条の2追加) (第51条の2追加) (第51条の2 甲は、契約期間中、次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。 (第51条の2第2項追加) 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項による指定の取消の場合に準用する。 (見出しの変更) (賠償額の予定) (現出しの変更) (時價額の予定) (現出しの変更) (財産の事産) (現出しの変更) (財産の事産) (現出しの変更) (財産の事産) (現出しの変更) (財産の事産) (現出しの変更) (財産の事産) (財産の事産) (現出しの変更) (財産の事産) (財産の事産) (財産の事産) (財産の事産) (財産の事産) (財産の事産) (財産の事産の財産に該当するときは、中が指定を取り消すか否かを問わず、乙は、基本契約第16条及び第17条に従い、財産債金を甲に支払わなければならない。 (財産の関係による指定を取り消されては、原産の関係による指定を取り消された。	17	第51					3 前項の場合において、甲は、第10条に 定める保証をもって同項の違約金に充当
17 追加 第51条の2 甲は、契約期間中、次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り消すことができる。	17	追加					(乙の反社会的勢力との関係による指定取
17 追加 2 前条第2項及び第3項の規定は、前項 による指定の取消の場合に準用する。	17	追加					第51条の2 甲は、契約期間中、次の各号のいずれかに該当するときは、指定を取り
19 第57 第57 第51条各号の規定により指定が取り消された場合においては、乙は、「保証対象額」に相当する金額を違約金として甲の指定を取り消すか否かを問わず、乙は、基本契約第16条及び第17条に従い、賠償金を甲に支払わなければならない。 2 第57 2 ストライン	17	追加					2 前条第2項及び第3項の規定は、前項
19 第57 1 された場合においては、乙は、「保証対象額」に相当する金額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければならない。	19	第57				(違約金等)	
消しに起因して甲が被った損害額が前 項の違約金の額を上回るときは、その 差額を甲の請求に基づき支払わなけれ ぱならない。	19	第57	1			された場合においては、乙は、「保証対象額」に相当する金額を違約金として甲の指定する期限までに支払わなければ	は、基本契約第16条及び第17条に従い、
19 第57 3 (第3項削除)	19	第57	2			消しに起因して甲が被った損害額が前項の違約金の額を上回るときは、その 差額を甲の請求に基づき支払わなけれ	が同項に規定する賠償金の額を超える場 合においては、超過分の請求を妨げるも
	19	第57	3				(第3項削除)

維持管理・運営業務委託仮契約書(案)の変更点

頁	条	項	号	別紙	平成24年4月16日版	平成24年5月30日修正版
19	第57	4				(第3項に変更)
19	第57	4			第51条又は第54条の規定により	第51条 <u>、第51条の2</u> 又は第54条の規定により
19	第57	5				(第4項に変更)
19	第57	5			取り消されたときにおいて、乙の甲に対する	取り消されたときにおいて、 <u>甲の乙</u> に対す る
25	付則 第1	3	2		第51条第3号、第6号又は第7号から第 13号までに該当する場合	第51条第3号、第7号又は第51条の2各号に該当する場合
25	付則 第1	5				(第5項削除)